

平成20年度 第2回千葉市地域福祉計画推進協議会 議事録

1 日時 平成21年3月25日(水) 午後2時から午後4時まで

2 場所 千葉市中央コミュニティセンター8階 会議室「千鳥・海鷗」

3 委員 松菌委員 大木委員 赤間委員 高野委員 御園委員 神山委員
永田委員 長岡委員 小椋委員 田邊委員 日暮委員 武井委員
片桐委員 鈴木委員 武委員 岡本委員 飯野委員 小泉委員
津田委員

※19名全ての委員が出席

4 事務局 保健福祉局 大西次長
〃 保健福祉総務課 土屋参事
長谷川主幹 高石課長補佐 半澤主査

5 傍聴人 3人

6 資料 別添のとおり。

7 議事

(1) 開会

○事務局(半澤主査) ただいまから、第2回千葉市地域福祉計画推進協議会を開催いたします。

まず、初めに御報告でございます。本協議会は設置要綱第6条第2項の規定により委員の定足数は半数以上とされておりますが、本日、委員の皆様全員が御出席されておりますことから、会議が成立しておりますことを御報告いたします。

また、千葉市情報公開条例第25条の規定により、この会議は公開されることとなりますので、御承知おきいただきたいと思います。なお、傍聴人の皆様におかれましては、お配りした傍聴要領を遵守していただきますよう、よろしくお願いいたします。

では、ここで配付資料の確認をさせていただきます。本日の「次第」、「委員名簿」、「席次表」、「資料1」、「資料2」、「資料3」になります。資料が不足されている方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ここからは松菌委員長に進行をお願いいたします。

○松菌委員長　委員長を努めます松菌でございます。本日は皆さんお寒い中、お集まりいただきましてありがとうございます。

地域福祉とか地域を取り巻く状況が非常に流動的な中、この今、10年を見据えた千葉市の福祉計画を御検討いただくということで、皆様にお集まりいただきありがとうございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

続きまして、次第に従い、大西千葉市保健福祉局次長から委員の皆様にごあいさつをお願いいたします。

(2) 千葉市保健福祉局次長挨拶

○事務局(大西保健福祉局次長)　ただいま御紹介いただきました、保健福祉局次長の大西でございます。委員の皆様には年度末の大変お忙しい中、またお天気も悪い中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

本協議会、本日が2回目でございますが、今日は私から後程、資料を用いて説明をさせていただきますが、どうぞよろしく御審議いただきまして、市の地域福祉推進のために御指導、御鞭撻をお願いしたいと思います。

なお、今回から事務局の側を少し増やしまして、各区保健福祉センター、福祉事務所の所長等及び社会福祉協議会各区事務所の所長等にも出席いただいております。これによって、各区の推進協議会と市の推進協議会を事務局的にも緊密な連携を図っていきたいということで、このような体制を今回から執らせていただいておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

(3) 議題1 公的福祉施策の現状等と地域福祉に係る国の動向について

○松菌委員長　ありがとうございました。

では、続きまして早速、次第3議題に入らせていただきます。

この千葉市地域福祉計画推進協議会においては、皆様に今後2年間で本市の地域福祉の現状などを踏まえて、次期計画の策定の検討などを行っていただく予定であります。そこで今回はそれに先立ちまして、議題(1)として「公的福祉施策の現

状等と地域福祉に係る国の動向について」というテーマで、事務局より地域福祉を取り巻く環境について説明をしていただきます。

それでは、大西保健福祉局次長、よろしくお願いいたします。

○事務局(大西保健福祉局次長) お手元の資料1「公的福祉施策の現状等と地域福祉に係る国の動向について」に沿って御説明いたします。

地域福祉計画は市計画と6つの区計画からなっており、区計画は各区ごとの地域の助け合い、支え合いによる取り組みを主としてカバーしている一方、市計画の方は、主としてそういった地域での取り組みを支える公的な市役所の行う施策や事業、私どもこれを共助に対して公助と呼んでいますけれども、公助の部分をカバーしております。本協議会では、区計画の進捗状況などを情報共有する場という意味では区計画についてもカバーしていただき、さらに市計画についてもカバーしていただいておりますので、そういう意味で、まず初めに市の施策の現状を踏まえていただくことが、審議に当たっての前提になっていくのかなということで、この資料によって市の施策の全体像を少し簡単におさらいさせていただくことを基本的なねらいとしていると御理解いただきたいと思います。あわせて、地域福祉をめぐる国の動向も少し後半触れさせていただくということになります。

まず2ページ目ですが、「千葉市の年齢別人口の推移」がございまして、棒グラフは下から0～14歳、その次が15歳から64歳、その上65歳以上の層になっております。千葉市の人口の推移を見ますと、皆さんも御承知のとおり、近年では毎年少しずつ増えて、今95万人規模に達していますが、この10年間では約7.5万人増加している。一方、65歳以上人口は8万人増えておりますので、両方合わせて考えますと、最近の千葉市の人口増というのはほとんど65歳以上の人が増えたのだと言えます。千葉市の65歳以上人口比率、いわゆる高齢化率というのは、日本の全体の平均より若かったのですが、最近では徐々に全国平均に追いついて18%台になってきています。これが千葉市の高齢化の状況です。

それを区ごとに見たらどうなるかというのが、次の3ページ目でございます。

あえて大ざっぱに申しますと、日本全体の平均的な年齢構成、すなわち日本の人口ピラミッドは大体この稲毛区みたいな形になります。団塊の世代の山があって、団塊ジュニアの山があって、二つの山を構成するというのが日本の人口ピラミッドの構成です。稲毛区に比べて見ますと、中央区は団塊ジュニア、30代から40代ぐらいの層が非常に厚くなっておりまして、これは恐らく特に臨海部などを中心としたマンションが建設されていて、そこにそういった年齢層が引っ越してこられたのではないかと考えられます。中央区はその結果、第2次ベビーブーマー層が非常に多い構造になってきた。一方、緑区は全体として高齢化の度合いも低いですし、人口ピラミッドの山が割と平らになっています。その他の区についても、おおむね

この間に位置しています。

次の4ページ目は、各区分の高齢化率となります。平成10年のときは市全体で、65歳以上の方が9万3,686人、高齢化率は10.8%でしたが、この10年間で倍近い18.3%まで上昇していき、これは先ほどの第1次ベビーブーマー、団塊の世代の方が、65歳以上のほうにカウントされるようになってきている影響だと考えられ、したがって、千葉市の高齢化は今後急速に進むと予測されます。千葉市は30年代の終わりぐらいから40年ぐらいにかけまして、次々と団地が造成され、そこに団塊の世代の方々が引っ越して来られました。団塊の世代の問題というのは日本全体にとって大きな課題ですが、千葉市はそれが顕著にあらわれやすい構造になっています。

4ページ目の表を見ますと、かつて平成10年のころには美浜区が一番若くて、中央区が一番高齢化が進んだ地域だったのですが、今日では緑区が一番若くて、若葉区が一番高齢化しており、こういうふうな形で市の状況も変わってきています。

次に、人口千人以上の町丁別で見たところ、平成10年では稲毛区の轟町1丁目市内が一番高齢化が進んだ地域であり、高齢化率は24.6%、すなわち住民の4人にお一人が65歳という町丁だったということになります。その後、10年間で各町丁でどういうふうに進んだかを見ますと、平成20年には、例えば中央区で言いますと、白旗1丁目が一番高齢化していて、人口の約3分の1が65歳以上という状況になっています。従って中央区では、平成10年当時は長洲2丁目が一番高齢化していましたが、平成20年時点では白旗1丁目にトップの座を明け渡したというふうな姿です。変化がなかったのは緑区だけで、緑区は平成10年当時から平成20年当時から高田町が一番高齢化しているということをございます。

5ページ目の「人口構成の将来推計」ですが、特に市町村別に人口推計をすることには一定の限界がございまして、転入とか転出とかの影響というのは正確な予測が付きにくいものですから、どうしても推計が機械的になりがちです。2005年の時点での千葉市全体での年齢構成は、先ほど御説明した二山構造になっていますが、2020年にはこの二山がグラフの右側にずれます。さらに2035年ころになると団塊の世代が85歳以上ということで、このグラフのように85歳以上だけが非常にたくさんいるような形になります。ただこれは、人口の転入状況というのを正確に予測しているとは限りませんので、今の中央区みたいにマンションがどんどん建って引っ越してくる若年世代が多ければ、こういうふうになるとは限らないと言えると思います。むしろ、ここで申し上げたいのは、団塊の世代の方々、それから団塊ジュニアの世代の方々、この方々をどういう形でその地域の中で暮らしていただくかというのが千葉市の大きな課題になっているということをございます。

次に6ページ目ですが、高齢者の増加というときに、単に高齢者の数が増えると

いうわけではなく、単身化するということが大きな問題です。国勢調査に基づく高齢単身者の推移を見ると、65歳以上人口は平成7年から17年までの10年間で1.9倍ですが、そのうち単身者は2.4倍に増えていまして、単身化が加速していることが明らかです。しかも、そのうち女性が男性よりも倍ぐらいいるということになります。

そういった高齢化、単身化に伴いまして、高齢者の介護ニーズが増大している状況を示したのが7ページ目です。20年度では、1万5,862人が居宅サービスを利用されていて、3,747人が施設サービスを利用されており、要介護認定を受けている方は2万5,610人となっています。

以上が高齢化の状況についてですが、地域福祉の中では子育て支援という課題がありますので、子どもの状況についてこれからご説明したいと思います。

8ページ目になりますが、棒グラフの下から0-6歳で就学前児童、その次が7歳から12歳でおおむね小学生、その次が13歳から15歳で中学生、その次が16歳から18歳で高校生というイメージで棒グラフにしてみました。また、折れ線グラフは出生数、すなわち千葉市内で生まれた赤ちゃんの数を表します。出生数に関してはほこぼこがあるものの、トレンドとしては平成14年までが増加傾向で、その後が減少気味になっています。一方、0-6歳のお子さんの数は、平成14年をピークに減っているというような傾向は見てとれません。この縦棒グラフ全体を見ても、平成12年以降、18歳未満のお子さんの数というのはあまり変わっていないということでありまして。平成14年以降出生数が減っているという意味で少子化は進んでいますが、本市に赤ちゃん連れの御夫婦とかが引っ越してこられれば子どもの数は増えるわけですし、そういった形での転入によって、市全体の子ども数という意味ではあまり少子化していないと言えるわけでありまして、本市における保育ニーズ等は着実に増加してきているということであろうかと思えます。

9ページ目は、各区分に見た年少人口、おおむね中学生以下のお子さんの数について見ますと、平成10年からの10年間で緑、美浜、中央区では増えていて、花見川、稲毛、若葉区では減っています。人口に占める割合で見ると、花見川、稲毛、若葉、緑区も減っていることになります。しかも、これを町丁別に見れば、年少人口が多い地域も変わってきています。平成10年当時、中央区では中学生以下のお子さんが一番多かったのは鶴の森町でしたが、今では千葉港ということになります。花見川区でも作新台から宇那谷町へと、お子さんの多くいる地域は変化していきます。美浜区は打瀬がお子さんの多い地域ということですが、例えば磯辺などでは児童数が大幅に減っていたりして、そういったことが小学校の再編等が必要になってくる背景にあるというふうに言えると思います。

次に10ページ目ですが、子育てのニーズということで、児童相談所の相談受付件数という指標を取り出してきたのがこのグラフですが、平成13年前後出少し変

動が見られますが、着実に児童相談所の相談件数が増加してきているという状況を表しています。障害に関する相談がコンスタントに多いことがわかるとともに、近年では児童虐待をめぐる相談が、これはグラフの中では「養護」の部分と「その他」の部分に入っているようなのですが、増えてきています。子どもの数はそれほど増減がないものの、子育て支援のニーズは高まってきていると言えます。

最後に障害者サービスについても、地域福祉の中の重要な課題の一つですが、障害者の方々の数がどうなっているかというのが11ページ目でございまして、やはり増えている。身体障害と精神障害の方が増えています。精神障害者の方の場合、実態として増えているのか、あるいは積極的に手帳の申請をするようになっているのかもしれないなというふうには思っています。

以上が千葉市の現状ですが、次にちょっと話が飛びまして、市計画は公助、公的サービスに関するものなので、公的サービスの現状というものを見ていきたいと思えます。市の提供している福祉サービスは、専ら法律等に基づき行われているものですので、そういう意味では、国全体の動向から見ると良いのではないかと考えて、資料を作成してみました。

12ページ目になりますが、公的サービスの中には、①社会保険、②社会福祉、③生活保護、④保健医療・公衆衛生、というふうによりカテゴリー分けされています。ただ、例えば①に関しましては、確かに国保は市町村の仕事ですが、年金やサラリーマンの医療保険はほとんど市がかかわることはないの、基本的には国の事務となります。ただし介護保険は、市が中心ということになります。一方、公衆衛生の分野などでは、県の仕事という部分はかなり多くなっています。このように、各種公的サービスというのは、国と県と市町村がそれぞれ役割分担をしながら実施しているというのが実態です。

こういった社会保障制度、公的サービスというのはそもそもどのようなものなのかという、「そもそも論」を考えてみますと、昔の日本ではこういったサービスというものは一切なかったわけであり、個人の自助努力や、大きな家族の中での助け合い、さらに地域での助け合いが自然的に行われていた。また、高齢者の場合、昔は、働けなくなってから亡くなるまでの期間が短かったので、介護サービスも今のように必要ではありませんでした。しかしながら、日本の健康水準、医療水準の向上に伴い、老後期間がどんどん長くなるなど個人の状況の変化に加え、都市化等によって地域の助け合いが弱体化するとか、核家族化によって3世代同居が減少し家族の規模が小さくなるなど、そういったさまざまな要因によって、家族や地域の助け合いに代替するものとして、それまで必要がなかった公的サービスの守備範囲が広がってきたということが基本的な考え方です。

13ページ目の「社会保障給付費の推移」は、年金、医療、福祉等の公的サービスが年々増大してきたことを示していますが、日本では公的福祉制度の中で一番大

きいのは年金制度です。2008年度には、社会保障全体で約95.7兆円の規模ですが、そのうちの52.8%に相当する50.5兆円が年金制度にあてられている。それから、医療が29.8兆円で31.1%、介護保険も含めた福祉その他が15.4兆円で16%という配分になっています。

実は、国際的な比較で見ますと、年金のウェートが大きくて、福祉分野のウェートが小さいというのが日本の特徴です。ちなみに、このグラフで見ても分かりますが、介護保険の創設を機に2000年あたりで福祉分野のウェートが増えています。福祉分野も増やそうとしてはおりますが、年金や医療の伸びも大きいということで、福祉分野は2000年の10.9兆円から2008年には15.4兆円というように増大していますけれども、それでも全体としてはまだそんなに大きくなっておりません。

14ページ目は、直近の18年度実績の統計になりますが、年金分野が52.5%、保健医療・衛生分野が30.7%、介護保険に6.7%、労働分野に2.6%、生活保護が3%、そして社会福祉その他が4.5%であり、この中には介護保険以外の高齢者福祉や、保育等の児童福祉費、及び障害者福祉サービス関係が含まれています。それをどういう財源で賄っているかというのが、項目別財源という下のグラフになりますが、日本の社会保障は保険料で支えられており、全体の半分以上は保険料で賄っています。残りが国庫負担と地方負担で、資産収入というのは年金の積立金の運用収入です。

15ページ目ですが、これは中央政府の予算になります。まず歳入予算を見ると、特例公債、建設公債という借金に依存している部分が大きくなっています。歳出予算の方も、やはり借金の返済にあてている部分が22.9%、それから地方に機械的に配分している地方交付税等が18.7%になっています。これら2つを除いた部分が一般歳出と呼ばれる、国の政策的な裁量で使える予算の部分がありますが、一般歳出の部分がかかなり少なくなっています。しかもそのうち48%が社会保障ということで、予算の相当部分は福祉で使っちゃっているということになります。

16ページ目ですが、昭和40年、60年、平成21年と時が進むにつれて、社会保障予算というものが大きくなっている。昭和40年当時は14%、それが18%、28%と増えています。なお、借金も相当増えています。

社会保障費のさらに内訳ということで、社会保障費の大部分を占めている厚生労働省の予算というものが17ページ目にあり、直近の21年度予算と、その5年前の16年度予算を比べています。21年度は史上初めて、年金の予算が9兆8,700億円、医療の予算が9兆円ということで、年金関係予算が最も多くなっています。これは、基礎年金国庫負担割合の引き上げによるものなのですが、過去には医療の方が大きかった。医療予算の大部分は、市町村が運営している国民健康保険に対する国庫負担であります。よくメディアなどで「社会保障費を削減している」と言い

ます。しかしながら、厚生労働省予算を見ても、この5年間で5兆円も増えているのが実態であり、伸びを抑制している、なるべく伸びないように努めているというべきであって、削減という表現は、本当はあまり妥当ではないのではないかと考えております。

次に18ページ目ですが、国全体の状況から目を転じて、本市ではどうかということ、千葉市の一般会計の決算ベースで見ってみました。政令市になった直後の平成5年度決算と、一番直近の19年度決算、その間の12年度決算を見比べてみますと、総務費はほとんど変わらず、2番目の民生費はどんどん増えていて、今では政令市になったころの倍ぐらいの比率で民生費に使っています。衛生費は環境局の予算なども含んでいますが、少し減り気味です。以下、例えば教育費はほぼ横ばい、土木費などはかなり減ってきており、本市としても、福祉分野に投入する予算を増やしていることが示されています。

19ページ目ですが、特に民生費だけをクローズアップしてみたのですが、残念ながら項とか款とか目とかいった予算の分類が組み換えられてしまっており、例えば以前は障害者福祉費に分類されていたものが、今はその他に分類されていたりする結果、予算の推移の実態が分かりにくくなっているのですが、実際には障害者予算も増えています。また、児童福祉費が特に増えています。これはやはり児童福祉を充実するという鶴岡市長の方針が、こういう形であらわれているのかなというふうに思います。

20ページ目ですが、福祉予算は一般会計と特別会計を合わせて見ないと、本当の実態がつかみにくい面があります。保健福祉局関係の特別会計というのは、ここにある国民健康保険特会、老人保健医療特会、介護保険特会だけではありませんが、主なものだけ見ると、国民健康保険はやはりかなり大きく歳出が伸びています。また先ほど19ページ目で一般会計では老人福祉費が減少していましたが、特別会計を見れば、老人医療も介護保険も高齢者の増加に伴って急速に増大しています。

以上が専ら財政的な面から見た本市の保健福祉施策の現状ですが、21ページ目以降はサービスのメニューをまとめた資料です。高齢者福祉に関しましては、現在、平成21年度から23年度にかけての高齢者保健福祉推進計画を策定中ですが、ここでは7つの柱に分けて、それぞれの柱ごとに施策を整理することができます。これは介護保険法等に基づき、どこの市町村も同様の計画を策定して、施策を推進しています。

22ページ目は次世代育成支援法に基づく次世代育成支援行動計画ですが、子育て支援、児童福祉分野の施策であります。これも21年度をもって計画期間が終了しますので、いよいよ来年度は新しい計画の策定作業に入る予定になっております。ここでは、8本の柱で施策等の整理を行っています。保育所とか子どもルームとかそういったサービス関係、母子保健関係、それからその他の家庭にいるお子さんの

支援、障害児の支援や、要保護児童対策などといった分野もあります。

23ページ目は障害者計画で、これも障害者基本法にのっとって計画を策定し、地域生活支援、雇用・就労、生活環境、保健・医療、教育・育成、啓発・広報といった分野ごとにそれぞれ施策を整理していき、地域生活支援や保健・医療という分野が保健福祉局の担当ですが、その他、雇用・就労とかバリアフリー化とか交通安全など、保健福祉局以外の部署で取り組んでいるものも網羅した形で計画を策定して施策が推進されています。

24ページ目に、以上、申し上げてきたようなことを簡単にまとめておりますが、公的福祉サービスというものは、国が定めた法律等にのっとって市町村が計画を策定して、それに基づき体系的、計画的に施策を推進しているところであり、また、予算も、限られた中ではあるけれども、かなり福祉分野に力を注いで取り組んでいるということを御理解いただければと思います。その上で、高齢者や子どもや障害者の方々の状況といったものは、千葉市の中でもそれぞれ地域ごとの特性というものがあつて、市の公的な施策体系というものが、なるべくきめ細かくしたいと考えておりますが、それでも全てをカバーしきれない部分があると思つたので、その辺を地域の支え合い等によつて補完することができれば、千葉市がより住みやすいまちになっていくのではないかと考えております。

もう一つは、公的なサービスというのは、基本的には市民の皆様になめていただいている税金を財源としておりますので、市が提供するサービスというものをどこまで広げるかというのは、結局市民の負担に着目すれば、どこまでが税金で賄うべきサービスで、どこから先は税金で賄うべきサービスではないのかということも議論が必要です。財源的に税金をどれだけどこに投入するのかということについても、コンセンサスを得ながらやる必要があります。また例えば、極端で乱暴な例え話をしますと、若葉区は高齢者が多くいる状況ですから、若葉区の高齢者福祉をより充実するために「若葉区民税」というものを設けることができるかと言つて、それにはやはり限界があつて、そういうことはできません。この例え話で申し上げたいことは要するに、公的サービスでは、地域ごとのきめ細かさという点で限界があると言わざるを得ないということです。公的福祉サービスには以上のような制約があることを御理解いただきたいと思います。

25ページ目以降が「地域福祉に係る国の動向」になります。

先ほど御説明した障害者、高齢者福祉、児童福祉について、計画的に推進するという体制は90年代に整つたものです。25ページ目の表で、平成元年に高齢者福祉推進のためにゴールドプランがつくられて、児童福祉のためのエンゼルプランというのが平成6年につくられまして、最後に、障害者プランが平成7年につくられました。このころから福祉施策については、なるべく市町村で一元的に実施するのが望ましいという方向で施策が進められてきています。

26ページ目ですが、こういった中で、介護保険制度が施行されたころになりますけれども、平成12年に当時「社会福祉基礎構造改革」と言われた改革が行われまして、この中では障害福祉サービスの支援費制度が導入された点が一番大きな改正事項だったのですが、このときに地域福祉の充実ということが唱えられまして、地方自治体において地域福祉計画を策定することや、社会福祉協議会や共同募金の見直しといった内容が盛り込まれました。

27ページ目は、地域福祉の充実ということの具体的内容についてですが、一つは地域福祉推進という理念を社会福祉法に明記しまして、地域の方々が協力、参加して地域福祉を推進するという理念が示されました。それから、市町村、都道府県で地域福祉計画を策定することが規定されましたが、計画は自治体の任意で作成するというになっていまして、今でも4割弱ぐらいの自治体にしか地域福祉計画がつくられておりません。それから、共同募金、社協の見直しというものが行われました。

地域福祉計画を地方自治体でつくる等の社会福祉法改正が行われた後の動きが28ページの表ですけれども、その後、計画策定に対して国の指針などが示され、平成15年から地域福祉計画の実施が本格スタートしております。現在では市町村では698市区町村、38.4%の市区町村が地域福祉計画を策定しています。

その後、平成19年には「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」というのが厚生労働省に設置されて、そこでまとめられた報告書の概要をまとめたものが29ページ目です。前回の第1回の本協議会でこの報告書のポイントは御説明しましたので省略させていただきますが、地域福祉の意義、役割などが整理された上で、地域福祉計画、民生委員、ボランティア活動、社会福祉協議会、生活福祉資金貸付、共同募金等についても見直しをしていくべきとされておりまして、今後、地域福祉に関する国の動向について注視していかなければならないと考えております。

大変長くなりまして恐縮ですが、以上で資料1の説明は終わります。

○松藺委員長 御説明ありがとうございました。

非常に多岐にわたる内容でございますし、大変抽象的な部分もございますので、ただいまの事務局の説明に対しまして、御意見・御質問などございましたらお願いいたします。

○武井委員 大変わかりやすい説明をありがとうございます。

この中でよくわからなかったことは、7ページ目で施設サービスと居宅サービスの利用者の人数が入っていますが、これは一つの結果としてこうなったという数字だと思いますが、実際の希望の数値というのは何か押さえておられたら教えてほしいです。

それから、もう一つは要介護者数とサービス利用者数との間のギャップは広がっているように見えますが、この人たちは具体的には自立していて、介護が必要なんだけれども、そういうサービスを全然受けてない人が増えているという見方でよいのですか。

○事務局(大西保健福祉局次長) まず、希望者数といった統計はございませんが、特別養護老人ホームなどに入ること希望していらっしゃるけれども入れないというような待機者がいらっしゃることは間違いありません。

要介護認定者と居宅サービス利用者のギャップですが、これは基本的には要介護認定を受けたけれども、居宅サービス、施設サービスは利用していないという方がいらっしゃるということでもあります。

○武井委員 それでは特別養護老人ホーム等に入りたくて入れない待機者等の資料というのはずっととっておられるのですか。

○事務局(大西保健福祉局次長) はい、例えば特養などの施設の待機者に関する統計は、所管課の方にはあると思いますので、次回の会議の中で提出させていただきたいと思います。

○松菌委員長 では、次回の会議によろしくお願いいたします。
ほかにございませんか。

○飯野委員 ただいまの7ページなんですけど、介護サービスを必要とする高齢者が徐々にふえていますね。それで気になるのは、政府は自宅介護とか言っていますけれども、現在の自宅というのは大体家が狭いとか、介護するような年齢の人が皆職場に行くとか、女性の皆さんも今働いている人が多いです。このようなことを考えると、介護施設サービスをもっと増やすような方向にいかないと現実的じゃないと思うんですね。というのは、今、老老介護だの何かで自殺者が増えたり、介護している人が疲れて殺人を犯したりとかいう現状を考えますと、介護施設に重点的に考えていかなくちゃいけないと思うんです。今回、市の方で出された高齢者保健福祉推進計画を見ましても、伸びがちよっと足りないように思うんですね。現状から市としてもその辺を施設をもう少し増やす必要があるんじゃないかと思うんです。昔のことを考えれば、現在は子どもがさっぱり親を見ないとかいろいろあるかもしれませんが、そういういろんな社会環境の状況もありまして、行政としてもなかなか難しいと思うんですね。ですが、介護施設の状況ということについて行政はどうお考えですか。

○事務局(大西保健福祉局次長) 今週行われた高齢者保健福祉推進計画の審議の中でも、今、飯野委員から御指摘のあったような指摘もありましたし、その点については我々としては、計画的に着実に施設サービスも充実していきますということを申し上げております。

施設サービスをどこまで増やしていくかということに関しては、先ほどの説明の中にそういう気持ちを込めていたのですが、これから千葉市の人口の4割というような方々が65歳以上、実は今でも大宮台などはそういう状況になっていますが、人口の4割を占める方々が地域で暮らすことができなくて、施設に入っているという状態というのはいかがなものかと思っております。現状としては、在宅ではなかなか暮らしにくい面があることは事実なのですが、これから高齢者が増える中では、やはりなるべく施設に入らないで、住み慣れた地域で暮らしていただきたい。そうしていただける千葉市づくりこそを、本来目指すべきなのではないか。いや、もう地域には住んでいられないから、施設に入るよというのは現状としてはそういう部分も確かにございますけれども、なるべくならそうならない方がいいという意味で、今、地域ケア体制の整備に向けた施策が進められています。在宅でも、今とは違うような形で医療、介護サービス等について、必要なときにいつでも受けられる体制を整えていくのが、本当は望ましいのではないかというふうに思います。施設自体は物足りないという御意見があることは理解できますけれども、量的にどんどん増やすだけでいいというものでもないと思います。

それから、もう一点施設サービスを増やせば介護保険料はもっとあがるということになりますので、その部分も考える必要があると思います。以上です。

○松菌委員長 ありがとうございます。

また、地域でとかいうことにつきましては、今後、計画を見直していく中にこれらの意見を出していただきたいと思っておりますので、そのときにまたよろしく願いいたします。

それでは、ただいま事務局から本市の地域福祉を取り巻く環境についての御説明がありました。この委員会には、日ごろ福祉を専門の業務とされている福祉関係機関及び福祉関係団体の代表の方に多く御出席をいただいております。赤間委員、高野委員、御園委員、神山委員の4名の皆さんから、日ごろの活動を通じて見えるそれぞれの千葉市の地域福祉の現状について、御発言をお願いしたいと思います。

御発言は委員名簿順にさせていただきますと思います。こちらから御指名させていただきますが、まず初めに千葉市あんしんケアセンター・シャローム若葉センター長の赤間委員、よろしく願いいたします。

○赤間委員 千葉市あんしんケアセンター・シャローム若葉の赤間と申します。

よろしくお願いします。座らせていただきます。

今の議論で、施設を増やした方がいいのではないかというお話もありましたけれども、私どもがやっているのは、まさに地域の方がいかに最期までこの地域で安心して暮らしていただけるか。だめだったら、いよいよだめだったら施設へというような、そういうスタンスで活動しております。

実際に毎日の訪問の活動の中から、皆様の、高齢者の方の御意見を伺いますと、やはり住みなれた家でいつまでも暮らしたい、でも、だめだったら確かに施設でも仕方がないけどもという切実な声を受けて、私どもはいろんな活動をさせてもらっております。

今の説明の21ページ、千葉市高齢者保健福祉推進計画、これがまさに我々の日常の仕事そのものであると今思いました。1番の介護保険サービスの提供です。給付、要介護1から5までの方、予防給付、要支援1の方、こういった方々の支援を行っております。

私どもが行っているのは、いかに在宅で安心して暮らしていただけるか、そのためにどんなサービスをどのように組み合わせていったらいいか、こういったことを常に考えております。2番目の介護保険制度の円滑な運営。これも今本当に介護保険の福祉従事者の給料が低いとか皆さん御存じだと思うんですけども、そういった人材不足、これが非常に切実です。施設はあるんですけども、人がいない。人が来るんですけども、すぐやめてしまう。若い男性が、女性でもいいんですけども、結婚して子どもをつくって家の1軒ぐらい持てるようなそういった給料を出したいんですけども、今の介護報酬では実際にそれができない。このたびの介護報酬の3%アップに関して、やはりちょっとそこまでは及ばない、低いレベルで給料を抑えざるを得ないというのが実情です。

それから、3番目の介護予防の推進。では、どうしたらいつまでもその地域で安心して暮らしていただけるのか。今、医療もそうですけれども、なってからでは遅い。まず、予防をしよう。水際作戦ということで、介護予防教室とか、それから要支援1の方のために自立した生活を送ることができるように目標を持って生活をしていただけるようなそのような支援を行っております。

それから、4番目の生涯にわたる健康づくり。これは本当にその町全体が、例えば若葉区は若葉区で、私も若葉区なんですけれども、実際に大宮台は高齢化が40%を超えております。でも、40%を超えた方が施設に入らないで在宅でどうやっていきいきと生活していただけるのか、そういったことを常に考えています。お料理教室の開催だとか、それから運動教室の開催だとか、そういったものを考えてやっております。

それから、生きがいつくりと社会参加の促進ということで、先ほど団塊の世代の問題もありましたけれども、団塊の世代の方が高齢者になったときに、いかに地域

で目標を持って活動に参加していけるか。そういったこともまだ本当に暗中模索の段階なんですけれども、ボランティア活動に参加していただけないだろうか、地域の老人会や町内会活動に参加していただけないだろうか、そういったものを考えてやっております。

それから、この6番、尊厳のある暮らしの支援。私はケアマネージャーとしてターミナルケアというのが一番重要視したいんですけれども、病院死が随分ふえてきておりますが、もともと日本は病院で死ぬというのではなくて、在宅で家族に看取られて死にたいと、そういった風土があると思っております。今、病院で亡くなる方がふえていますけれども、それをまた何とか在宅で家族に見守られながらお亡くなりになっていただくという言い方は語弊があるかもしれませんが、命をまっとうすることが生きる道があるのではないかと、そういったことも考えて活動しております。

7番、住みなれた地域での生活支援。これが本当に私どもの活動の柱なんですけれども、私たちが介護保険法で言えば地域包括支援センターと言いますけれども、あんしんケアセンターはまさに地域福祉のコーディネーターとして期待されると思って活動しております。そのためには千葉市の場合は財源もあるんですけれども、各区に2カ所、前回でも言いましたけれども、2カ所しか設置されておられません。適切な地域を担当していると、これが本当に第1条件になると思いますので、財源の問題もあると思うんですけれども、是非あんしんケアセンターの増設を考えていただきたいと思っております。

以上です。

○松菌委員長　非常に具体的かつ緊急の問題を入れまして御提言もございました。それでは、続きまして高野委員。千葉市地域自立支援協議会会長ですね、よろしくお願ひいたします。

○高野委員　私の方は障害福祉の立場の方から説明させていただきます。

私、ちょっと勘違いしちゃいまして、国の福祉施策にかかる問題点、課題点と受け取っちゃったもんですから、千葉市でも多くは当てはまると思うんですけれども、そちらの観点の方から説明させていただきます。

先ほど、次長さんから福祉の流れのところを簡単に説明をいただきましたけれども、一番大きい平成12年度の利用契約制度というのがあったんですが、その前は措置制度という、積極的に千葉市、福祉事務所とかかわって、行政職務的に福祉サービスを利用するという制度がずっと続いていました。そのころは、本当に千葉市、福祉事務所のワーカーさんと事業所と利用者というのが本当に情報交換というのが結構密にやれていたかなというふうに思います。それが利用契約制度という事業者

と利用者と直接契約をする制度に変わりました。このとき一番大きい意味があったのは、利用者がサービスを自分で選んで決めるというすばらしい利点がこのときに出ました。だから事業者と利用者と直接契約ということになりまして、そこで先ほど言ったような福祉事務所、千葉市のかかわりがかなり薄くなってしまいました。いろいろな情報を持っている利用者、御家族とそうでない方たちのサービス利用というのは差が出てきたのではないかなというふうに感じています。

この利用契約制度というのはそんなに悪い制度ではなかったんですが、悪くないというかよかった制度、それまで使われてなかった在宅でのサービスの需要がふえて、それが結果的には予算が足らなくなったということに結びついたのかなと思うんですけども、その後、障害者の自立支援法というのがぽんと出てきたんです。これが、これも先ほど次長さんが説明されてましたけれども、実施主体が市町村に移りました。これは千葉市は変わらないんですけども、そういった障害ですね、精神、知的、身体それぞれの障害が一元化されるということで、この後、障害程度区分という要介護度認定と同じようなものがあるんですけども、知的の方も精神障害の方も身体障害の方も同じ尺度で区分を受けるといって、障害特性に余り配慮されていないそういう区分でもって、せっかく利用を選んで決めるという理念があったんですけども、区分によって使えるサービスと使えないサービスが出てきてしまったんですね。そういう問題が一つあります。ですから、区分のところでは障害程度区分の聞き取り調査の内容と、それから区分によって使えるサービスと使えないサービスが出てしまったという大きな問題が今なっています。

それから、利用者サイドから言わせれば、応能負担になってしまいました。それまでは応益負担。それぞれ収入に応じて負担をするという考え方が自立支援法になってからは応益負担。サービスを使えば使うほど負担は増える。福祉サービスですから、どういう方がそのサービスを使うかという、それこそ重度の方なんです。障害が重たい方はたくさんサービスを使わないと我々と同じような生活ができない。そういったことで重度の方は負担が増えてしまうと。その後、さまざまな軽減措置がとられていますけれども、考え方としては、応能から応益負担に変わってしまったと。それに伴って利用者の負担が大きくなって、使いたくても使えなくなってしまうという現状があります。

もう一つは、市町村に置いたということで、市町村格差がかなり出てきています。一番は体力の無い市町村にとってはサービスのメニューがかなり制限されてしまって、使いたくても使えないでいるというような市町村があれば、都心のようにいろいろサービスがあって選べる状況が出てきているというようなところの差があると。千葉市の中でも区によって、住んでいる地域によって使い勝手のいいところ、近くにいろいろサービス事業所があるところと、やはり遠くに行かなければ使えない地域というのがあります。それは一つは反対運動ですね、障害者の施設をつくろうと

すると、必ずと言っていいほど反対運動が起きるんです。そうすると、どうしても都市部、人口密度の高いところよりは農村部だとか、そういったところに施設ができやすいという傾向が今までありました。そういうことから、使いやすい地域とそうでない地域というのは千葉市の中でも出ています。

それから、国が言っているのは、地域生活、施設を出て地域で暮らそうということです。これはとってもすばらしいディテールだと思うんですけども、それによって家族の負担が増えてはいないかというのがあります。先ほどの老人の問題のところでもお話がありましたけれども、地域生活というのが家族の犠牲によって成り立つものだとすれば、それはちょっと違うかなと。そこにたくさんのサービスが入っていかなければならない。そこがどの程度千葉市として今メニューとして持っているのか、量的に持っているのかというところが問われてくるんだろうと思います。

障害の場合は施設から地域に帰しましょう。暮らす場が家庭だけではなくて、今、グループホーム、ケアホームというのがあります。千葉市の中でも今グループホームは増えているんですけども、ここに来て建築基準法の問題が出てきました。今までは空き家を借りられて、そこで障害者とお世話をする職員と一緒に暮らすというのが比較的容易にできたんですけども、これから千葉市の場合は認可を、自己施設ではなくて寄宿舍の扱いになるということで、かなり改築をしなければグループホーム、ケアホームとして使えなくなってしまう。これはものすごく大きいことなんですね。そういった問題も今出てきています。

すいません、いろいろなことを話してしまいましたけれども、今、感じている課題とか問題点とか以上かなというふうに思っております。

○松菌委員長 ありがとうございました。

計画を立てていく上では、部署横断的な調整が必要であることをかなり教えていただいている感じがいたします。

それでは、続きまして、御園委員にお願いしたいと思います。千葉市地域子育て支援センター・子育て広場・みつわ台センター長です。

○御園委員 私は、御紹介いただきましたみつわ台の子育て広場の御園と申します。

千葉市内には7カ所のセンターがございます。保育園に併設しております。保育園は公立が60カ所、民間が33カ所、21年度に6カ所、小規模保育園が開園して99カ所になります。そのような中で子育て中の親に、支援センターで先日アンケートをとりました。参考になることがありますので御報告いたします。

まず、支援センターを利用される方で一番多いのが1、2歳児です。0、1、2歳児がほとんどですね。それから、「子育てひろばみつわ台は何で知りましたか」と

いうことは友人の紹介が一番多かったです。それから、地区の保健センターです。次が市政だよりやインターネット、パンフレットは本当に少しでした。

それから、「支援センターをどのような目的で利用されていますか」ということに対しては、やはり遊び場、子どもの友達づくり、園児との交流、情報交換の場として、リフレッシュの場として、この辺が多いですね。「どんな交流の場があったらよいですか」ということに対して、親子ふれあい遊びを通して交流する。同年齢の親子の交流の場、簡単な製作をしながら親子が交流する場等ですね。同年齢の親子の交流の場として「親子で遊ぼう」というのをやっているんですが、「参加されたことがありますか」の問いに半分ぐらいの親が自分の子どもの年齢の集まるときには必ず集まっているということですね。

それから、「子育てひろばみつわ台で何か自分でやってみたいことはありますか」という問いに対しては、行事の企画に参加したいお母さんが多いですね。それから、趣味や特技を生かしたい、サークルをつくりたい、情報誌をつくりたいというようなことがありました。

そして意見としてあったことですが、「自分が他人の子の子育てに対して何かできることがありますか」ということに対して、話を聞くというのが一番多いですね。それから、一緒に遊ぶ、だっこをしてあげる、自分の体験談をおしゃべりする、叱るということもあります。本当に身近なことで子育てをしているお母さんたちが困ったり考えたりしていることがわかります。

そのほかにも支援センターには虐待を受けているお子さんが保健師さんと来ています。あるいはDVで悩んでいるお母さんがいらしたり、障害のあるお子さんを連れてお母さんも見えています。あるいは母親が病気で自分では日中見てられないので、少しここで遊ばせてくださいというような祖父母もみえたりするんですね。そういうような方の子育てをサポートしています。

子育て支援を通して思うことは、子育てをしている人たちは自分の力、自助だけではできないところを共助として、本当にこのセンターに来てお母さん同士で助け合える力を持っているんだなということがわかったんですね。ただ、それを支え合いをどういうふうにつないでいくためにサポートしていくのかという、コーディネートをする人、そのところが地域の中でどうとらえていくのかということが非常に難しいかなと思っていますね。そういう意味で地域にある子育ての専門機関や社会福祉関係者など福祉に関連する幅広い関係者が結集することが大切です。地域の中にいらっしゃる民生委員さん主任児童委員さんはもちろんのこと、多様な専門職の人たちにかかわってもらって、情報を集めて発信する。つまり、その地域の中央のナショナルセンターみたいなものを、子育て支援センターで担うことが出来たらいいなと願っているんですね。それが今私が地域福祉の中で大切に思っていることです。

それから、本日の資料の22ページの「千葉市の夢はぐくむ ちば 子どもプラン」これが次世代育成支援行動計画の21年度版までなんですね。この中で私の思うことが幾つかあるんですね。特にこの1と2が支援センターにかかわることですね。子育て家庭の育児力の向上、それから地域の育児力の向上、それと7の支援が必要な子どもと家庭への対応ですね。そして、特に保育所にも関係するこの3番、仕事と家庭の両立支援のところでは、やはりこういう支援センターとか児童福祉施策がだれのためにあるのかなというのを聞きたいですね。やはりこれは、今、児童福祉予算は未来への投資という言葉でお金をつぎ込んでいるのに、本当に子どもを主体にしてもらっているだろうか。やはり子どもを主体とした保育の質と量、質だけを増やすこともできないし、量だけを増やしてもだめだと思うんですね。そこで働く人の質と、それから量、車の両輪として増やしていただく、これをしていくような新たな今後22年度からの後期次世代育成行動計画の枠組みをつくっていただきたいと今思っているところです。ぜひ社会的養護体制については地域の中で質・量ともに充実を図っていききたいものです。

少し話がそれますが、この仕事と家庭の両立支援の中で、特に大切にしていきたいのがワーク・ライフ・バランスです。親の働き方の見直し。本当に支援センターに来ているお母さんたち、あるいは保育所を利用しているお母さんたち、そのお母さんやお父さんたちの働き方の見直しをしない限りは、10年先を見据えた子どもと子育てにやさしい地域社会づくりのための地域福祉計画は非常に悩ましいところでは。

以上でございます。

○松菌委員長 ありがとうございます。

地域でというところがなかなか難しい部分もあるかと思いますが、また今後検討していく必要があるかと思います。課題をたくさん出していただきましてありがとうございます。

それでは、続きまして、千葉県社会福祉士会の副会長でいらっしゃいます神山委員にお願いいたします。

○神山委員 神山です。どうぞよろしく申し上げます。

前回の自己紹介のときに、多少言い忘れたんですが、私、今、若葉区の東寺山町というところに住んでおりまして、千葉市社協の方に先日その地区を対象にした地区部会ができましたということで伺いまして、非常に心強く思っております。何らかの形でお手伝いをできればというふうに考えているんですけども、機会があればお願いしたいなというのを一番最初に言っておこうかと思いましたが、言わせていただきました。

私、前回もお話しましたが、隣の四街道市で四街道市の社会福祉協議会の職員として地域福祉活動の担当ということで働いておるところなんですけれども、その中で感じたことを少し、このあり方に関する研究会の報告のことを少しお話をさせていただこうかなと思っております。

地域の住みよい地域づくりとまちづくりというのは、なかなかリンクするところが多くて、関連が強いところなんですけれども、実はこの会議が始まる前に、うちの嫁さんに、まちづくりってというのは一体だれがやっているんだろうという話を聞きました。どなたがやっているというのは、一般の人に聞くとそれは市役所がやっているんじゃないかというふうに答える方が結構いるかなと思うんですけれども、今までは、例えば道路をつくったりですか市役所がまちづくりというのをやってきた節があるかなというところが、一般の市民の立場としてもあるんですけれども。この現在のタイミングで地域福祉活動ですとか、こういったものが出てきた背景というのは一体何かなというふうに考えますと、市役所の職員さんたちがいる前で非常に申しわけないんですけれども、これ、いわば行政機関が、行政機関だけではなくかなかこういう福祉に関することですか、そういったことが進められなくなってきちゃったんです。住民の皆さんも住んでいるこのまちのまちづくり、それから福祉のサービスのことに協力してくださいという、一つのメッセージではないかというふうに思っております。

そこで、今まで市役所が主導で、例えば道ができました、土地をならしましたと。そこに家が建ちまして、人が集まってきます。そこまでは計画に沿ってできると思うんですけれども、その土地にどういった人が移ってくるのか、どういった方が住んできて、どのような自治会が組織されて、どういった活動をするのか。それっていうのは行政の方では選べないことだと思います。その結果として、今日は大西局長さんの方から御説明のあった、この地域間の、例えばこの地区は高齢者が多いとか、この地区は子どもがいっぱいいるとかいうような土地間の格差というのが特徴と言ったら特徴、格差、どちらでもいいんですけれども、そういったことが出てきているのかなと。それぞれ個々に異なった問題を抱える地域を、これ十把一絡げにして行政が問題の解決を行ってみようとしたこともあったかと思うんですが、必ずどこかにひずみが出てきたんじゃないかなというふうに思っております。

先ほど、行政だけではまちづくりとかそういったことができなくなってきている、住民の皆さんも住んでいるこのまちづくり、このまちのまちづくりに協力してくださいなんていうふうなメッセージじゃないかということを行ったんですけれども、住民がまちづくりに参加するというよりはまちづくりすると言った方がいいかもしれませんが、これら言いかえると、これも非常に厳しい言い方なんですけれども、住みやすいまちにするのも、住みにくいまちにするのも、決めるのはそこに住んでいる住民の皆さんにゆだねられているんじゃないかということになっているんじゃない

ないかと思います。これは大変なことなんですね。ただ、ここで確認しておきたいのは、よく住民参加とか言いまして、皆様方をお願いするときに、じゃ、一体行政は何をするんだなんていうことを言われることが多いんですけども、これは行政が責任を放棄したというわけじゃなくて、いまちづくりができるように皆さん方をお手伝いしていく責任というのが新たに課せられているということだと思っすね。具体的にはちょっとこの後の方でお話しようかと思うんですけど。このあたり、一番地域に住んでいる方に理解されていなかった点なんです。実は私の担当している地区の中にも、いろいろお願いごとをしていこうとしますと、また、我々に仕事を押しつけて。僕は社会福祉協議会の職員ですが、行政の人間はなんてことを言われることが多々ありまして、その説明に半年近くを使ったりなんていうこともありました。そこはまず一つ御説明をしておこうかなと思ったところですよ。

具体的に、地域で住みやすい地域をつくっていくためにどういう活動をしてきたのかというのと、ちょっと大まかに御説明させていただきますと、担当している中学校区域ぐらいの大きさなんですけど、その地域の中でどんな課題があるのかをまず把握をしまして、その課題を分けます。これは地区で解決できるもの、これは行政じゃなきゃできないものという感じで分けていきまして、これだれが解決するのかというのを決めていく。それから、その解決した問題を、結果を見て、じゃ、この次どういうふうに生かしていこうかというふうに検討していくと思うんです。この大きく分けてこの三つをどんどんどんどん繰り返し繰り返しやっていくというそういう感じですよ。

私が直接かかわっている四街道市の西中学校A地区という、これは四街道の駅のすぐ近くの周りの地区なんですけれども、こちらの地区では、千葉でいうところの地区部会の役員さん80人にアンケート用紙を5枚ずつ渡しまして、アンケート、地区の中に住んでいる方にアンケートに協力してくださいということでお願いをいたしました。全部で300通ちょっと返ってきたんですけども、その中には実に地域の問題についていろんなことが書かれていました。道路が狭い、道路が暗いということもそうなんですけど、ごみの捨て方のマナーが悪いですとか、そういったところから一人暮らしの高齢者が多くなってきて心配だなんていういろんな意見が出ました。こういった方法で地域の中でどんなことが問題として起きているのかというのを把握して、その解決をどうしていったらいいのかというのを、今ちょうど話し合っているところですよ。

この中に出てきた問題については、地域の中で解決できそうな簡単なことから、行政が対応しないと難しいもの、警察の力を借りないと難しいもの、その他地域包括支援センターなどで働いている社会福祉士などの専門職、社会福祉協議会、消防団の人、商店の人、地域に住んでいる名前の通った有名な方ですとか、いろんな方に役割を期待して、いろんなところに御相談をしているというところですよ。

今の説明からすると、行政は何をするんだというところにまた行き着いてしまうんですが、こういった活動を行う上で大きく働きを期待されているのが、この地域の中でコーディネート、要するに調整を行う人、調整役と言いましょか、調整役の存在と、それから活動を行うための拠点づくりですね。この調整役、だれが担うのかと言えば、地区によってさまざまです、住民の方がやっていたり、協議会の職員であったり、NPOの方ですとか、いろんな方が実質的に担っていくようなところがあります。どんなやり方であっても、質のいいコーディネーターが地域福祉活動には必要で、コーディネーターの設置、それから養成なんていうところは、これは養成機関が支援していくべき部分になると思います。

実は、多くの市町村では社会福祉協議会の職員がその部分を担っているところがありますが、社会福祉士などの専門職を積極的に活用していただくための土台づくりなども、一応社会福祉士会から出ている委員として立場的には期待しているところがございます。また、活動の拠点につきましては、例えば公民館の中、小学校の空き教室に活動の拠点を設けたいと、設けていくにはどうしたらいいかなんていうことが出たときには、これは行政の方で協議をしていただく部分になりますので、そういったところで行政の役割というのが出てくると思います。

そのほか、資金面のバックアップをするなんていうのも立派な行政の役割の一つではないかと思えます。

とかく地域福祉活動というと、住民が住民がなんて言われましてね、お前ら働いている人間は何するんだみたいなことを私もよく言われたりはするんですけども、それぞれに役割があって、その役割がお互いに機能していくということがうまくこの地域福祉活動が回っていく土台になるんだというふうに思っております。

先ほども住みよいまちにするかどうかは住民が決めることだということを私言いましたけれども、こう言われるともものすごいプレッシャーを市民の1人として感じてしまうところがあります。なので一番最初の地区部会が発足しましたところで協力ができればというような話になるんですけども、その地区にすみかを構える1人の住人としてどういうことができるんだろうかということを思うんですが、前に私が、今お話をさせていただいたようなことをどういうふうにしたら実現していけるのかと。それぞれの役割を踏まえながら今後の活動の方向性を考えていただければいいのかなというふうな気がします。

最後にまとめになります。住民参加の社会福祉活動とか地域福祉活動というと、とかく住民の皆さんにお願いするというふうに言われがちなところなんですけれども、お願いするところはお願いするんですが、しっかり役割をそれぞれに持って、それぞれが機能を生かしながら、協力してその地域のために動いていくことが、これがまず大前提だと思います。ですので、その点をまず押さえていった上で進んでいけばいいのかなというふうに思います。お恥ずかしながら、一番そこが欠けて

て四苦八苦したのが私の体験談としてありましたので、お話をさせていただきました。ありがとうございました。

○松菌委員長　いろいろと御提言ありがとうございました。お願いするのではなくて、自発性を引き出したいのかなという感じもしますが。

それでは、皆さん、ただいま4名の委員の皆さんからいろいろな日常の業務や御体験から御説明いただきましたが、御意見、御感想などございましたら、挙手のうえ、御発言をお願いします。

○小泉委員　初めに市の施策の現状について数字を示して説明していただいた中で、何パーセントとか平均とかで本当のものが見えるのか不安を感じました。

その後の委員のみなさんの具体的な問題点を聞き、やはり目で見えた具体的なものを解決していくのが地域福祉なのではと感じます。

私の場合は、知的障害の子どもがいますが、子どもが地域に溶け込むことが難しいです。学校は地元ではない養護学校へ行き、卒業後は通所施設に通っていますが、人と関わることの苦手な子でもあるので地域での存在感がないに等しいです。そういうこともあり、その地域で何が問題かというところから地域福祉を考えていただくと生きた地域福祉計画になるのではと思いました。

数時だけを見て計画を立てないでほしいです。

○松菌委員長　ほかにございますか。

○小椋委員　小椋です。先ほど大西次長から説明がありました。高齢者の介護ニーズ、7ページですけれども、居宅サービス利用者のところで、なるべくだったらうちで見てほしいということですが、核家族になって見る介護者が少ない。そうすると24時間1人でずっと見てなくちゃいけない。そういう介護者のケアをきちんとできるのであれば、各サービスも必要だと思いますけど、それができないので施設に入れるというのが多くなってきていると思うんですよね。そういうところもやっぱり介護者のケアをきちんとする。それから、ヘルパーさんが週に何回か行く、それだけではやはり無理なんです。一日中、もう夜も昼も見てなくちゃいけないという精神的な介護、肉体的じゃなくて精神的なものが非常に多い。それから、認知症を認知症の妻が見るという認々介護というのがありますよね。そういうこともやはり考えていかないと、この前の渋川市のような受け入れてくれるからといってそこに入れちゃう。内容も何も見ずに入れてしまう。そういうことがああいう惨事につながってきているということもあるので、この辺はちょっと考えていかなければいけないんじゃないかと思います。

それから、21ページのさっきの介護者のことですけれども、介護士がやめていってしまうということがありますけれども、これはなぜやめていくかというと、介護士の資格を持っていても、生活できないからなんですね。というのは、介護士の給料を上げるとなると、介護保険料を上げなくちゃいけない。そうするとこっちが良くてあっちが悪いというふうになってしまうんですね。ですから、やはり介護士というのは非常に肉体労働、人間相手ですから、非常に大変な仕事です。それに見合わない給料ですからね。手取りでも十四、五万ぐらいしかもらっていないということになると、家族を持っている人はこれは生活ができない。それでやめていくというのが多いと聞いています。ですから、そういうところも介護保険料を上げるんじゃなくして、そういう補うところは行政で補うか、国で補うかしないと、これからますますこういう人たちがふえている。施設に入る人が多くなってくるということは高齢者も多くなってくる。私の地域でも小・中学校の子どもたちより70歳以上が2倍以上もいると、そういう状況の中ですから、どんどんこれから増えていくということを考えて、やはり介護保険で皆さんを見ましようということではなくて、やっぱり補うところは行政か国で補っていかなくちゃいけないんじゃないかなというふうに思います。

以上です。

○松藺委員長　ありがとうございました。

○津田委員　名簿の一番最後の津田です。

まず、びっくりしたのは、私は若葉区に住んでいるんですが、若葉区が高齢化率が一番高いということ。実は私が住んでいるところは新しく開発されたこともありまして、非常に若い人が多いんですね。この前調べたところ、60歳以上が私の自治会で10%、低いんですよ。ですから、それに比べると非常に若葉区の20%、ちょっとびっくりしたんです。それはさておきながら。

先ほど御園委員の方からありましたように、私も感じているのは、やはり子育て支援というものは親が経済的、あるいは日常生活が楽をできるための子育て支援じゃなくて、本当に子どもの幸せに結びつく、それから次世代を担うような健全な子どもを育てていくような子育て支援になってほしいと思う。

それから、あとは地域での共助ということなんですが、これは私、この月末に自治会に老人会を立ち上げることになっていまして、老人会ですから当然いろいろな周りからの支援といったことが必要の度合いが大きいと思うんです。この共助のシステムについて、やはり地域に密着した民生委員と、要するにその地域の事情をよく知っている民生委員と自治会と、それから老人会などがしっかり組んでタイアップしてですね、そういったシステムをつくっていく必要があると思うんです。実際

そういうふうな活動をしてみたいと思っています。ですから、共助の中に電球を一つ変えるとか、買い物に行ってあげるとか、あるいは病院に行くときに、地域で車を出せば何とかそういった具体的なことを少し考えたらいいかと思っています。以上です。

○松菌委員長　　ありがとうございました。
ほかにございますか。

○武委員　　若葉区の武です。

先ほど障害者に関するいろいろなお話があったんですが、公助という面での障害者に対する対応の仕方ということはよく理解できるんですが、御承知のように若葉区というのは障害者施設が非常に多うございます。我々も社協の私のかかわり合いの中でも、特に桜木町関係の障害者施設というのはかなり多うございます。

ただ、問題は、区の推進計画の中に盛り込まれている内容の中で、障害者施設から見て地域に何を頼もうとしているのかということがよく見えないことなんです。具体的に我々としては何から始めたら良いのか、ということです。ただ高齢者対応ということについては大体内容はよくわかります。高齢者が障害を持ってくるといふことに対応するにはどうしたらいいかというところまではわかるんですが、いわゆる障害者施設に対して我々地域の仲間はどういうことをしたらいいのか。また、施設の方からどういうことをやってほしいという具体的な、もうちょっと赤裸々な何か要望みたいな話あまり出てないんじゃないかという気がいたします。

これからの若葉区推進委員会の展開の中で、この問題はどうしても片づけなくちゃいけない問題でございますので、是非皆さんからのそういったお話も承りたいと考えます。

以上です。

(4) 議題2 千葉市の地域福祉計画の推進状況について

○松菌委員長　　問題点の指摘をありがとうございました。

それでは、その他に事務局から何かございますか。

では、次に、次の議題に移ってよろしいでしょうか。

議題（2）「千葉市の地域福祉計画の推進状況について」に入ります。

それでは、事務局、説明をお願いいたします。

○事務局(土屋参事)　　保健福祉総務課の土屋でございます。説明を、座って失礼

させていただきます。

お手元の資料の（２）をご覧ください。私どもから市の地域福祉計画の概要の取り組み状況について御説明いたします。千葉市で平成18年3月に、この冊子でございますが市の地域福祉計画をつくりました。地域福祉計画の意味合いは、先ほど冒頭次長の説明の中で、いわゆる公助の部分だというのがありましたので割愛しませんが、この計画、もう皆さんお手元に第1回目でお配りしたんでご覧になっていたかもしれませんけれども、おさらいも兼ねまして、どんなふうになっているかも含めまして進み具合を御説明いたします。

実はこの計画をつくるに当たりましては、16年、17年に各区でフォーラムが開かれておりまして、そのフォーラムでいろいろ寄せられました意見を踏まえまして、お手元の資料の左にありますとおり、五つの基本テーマをまずは設定しております。

一つ目でございますけれども、情報があふれている社会の中で、必要な福祉サービスを適切に選ぶことができるよう、「知る、えらぶ」というものをテーマとしております。

二つ目としましては、地域で暮らす人々というか市民ですかね。出会い、仲間をつくれるようにということで「つどう、参加する」ということをテーマとしております。

三つ目でございますが、一人暮らし高齢者の方々が日常生活を地域で支え合えるようにするというので、「ささえる、つなぐ」というようなテーマ。

四つ目が、地域活動を活発にするために、福祉の心を持った人材を育てるということで、「育ち、育てる」と。

最後でございますが、市民とか地域の団体が参加いたします推進組織とかを設置するための「基盤をつくる、進める」とか、このように五つの基本テーマをつくったところでつくられております。

このテーマの下に、それぞれ施策の方向ということで、全体で12の方向性が位置づけられておりまして、実はこの方向の一つ一つの下にそれぞれの事業を位置づけておりまして、本編では全体の事業を数えますと107に上っております。この107の主だった事業を今掲載しておりまして、そのうちどういうものが今どんな状態になっているのかということをご説明をさせていただきます。

まず最初の施策の方向として、手軽に気軽にわかりやすく情報が得られるというところでは、実際にはここには九つの事業がぶら下がっておりますが、そのうちの中から幾つか御紹介いたしますと、昨年19年の8月から、がん検診の申し込みとか、千葉市のコミュニティセンターにあります健康増進センターの申し込み、こういう各種の申し込みをオンラインでできる申請書等のオンライン化と申しますが、こういうものが始まりました。また、同じ年の10月からは、市民からの問い合わせ

せに対しまして一元的に応じることが出来ます千葉市役所コールセンターというものが運用が始まっております。

二つ目の方向性でございますが、相談しやすい体制をつくるというところでございますが、まず第1に、数はともあれ、18年度から二つずつあんしんケアセンターをつくりまして、先ほど赤間委員がおっしゃられましたけれども、いろんな御相談に応じていただけるということでございます。また、19年10月には中央区にオープンいたしました「きぼーる」という建物がございますが、この中に子育ての相談を受けたり、必要な援助だとか関係機関との連絡調整を行うということをもットーとした子育て支援館というものを整備しております。また、20年1月ですか、自閉症などの御相談に応じます、障害を持った方への支援ということで、発達障害者支援センターというものを整備しております。

三つ目の身近な居場所を確保するというところでございますが、ここでは各区の保健福祉センターが今整備されておりました、今現在は2区を残すのみでございますが、そこで保健福祉センターの整備に伴って、これまでの保健センターの跡施設のお活用を進めておりました、例えば都賀とか鎌取ですかね。ここでは高齢者とか子育ての施設として活用しております。残りの小中台と犢橋の保健センターにつきましては、ただいまその活用を庁内で検討しております。

また、高齢者の介護予防と交流を促進する場といたしましては、計画では各区に2カ所ずついきいきセンターの整備に取り組んでおりました、現在8カ所目の整備がもうじき完了いたします。新年度につきましては、緑区の土気、旧の土気の市民センターを利用しまして、いきいきセンターをもう1カ所整備をする予定であります。

4番目の多様な交流の機会を増やすというところでは、主なものとしましては、子育て中の親子が一緒に遊びながら交流ができます子育てリラックス館、今市内に10カ所整備を予定しております。また、たくさん親子が集まって一緒に遊びます地域子育て支援センターというものも7カ所整備を進めたところでございます。

また、交流としましては、多世代交流をしまして、60歳以上の方が生徒となるこぶき大学校、ハーモニープラザの中にごございますけれども、そこでは小学生と高齢者の生徒さんが一緒になって、例えば陶器とか絵画とかそういったものを一緒に製作をするような多世代交流事業というものも実施をしております。

5番目の社会参加の機会を増やすというところでございますけれども、千葉市と千葉県では、NPO法人が設置しております障害者就業支援キャリアセンターというところに共同で出資をしております、障害者の方への就職に関する御相談とか、実際に障害者の方、障害を持った方が企業で就業につく場合、初めの部分はジョブコーチという方が一緒に行きいろいろな障害者への対応の仕方とかそういうものを一緒になって教えていくという環境の整備に取り組むと、そういう仕事をしており

ます。

社会参加の促進としましては、交通手段というものも必要でございましてコミュニティバスとしましては、更科とか小間子方面をまわるものがあります。また、今度新たに若葉のいきいきプラザからローズタウンを經由いたします「いずみバス」を、新たに路線設定したところでございます。

6番目の身近な支え合いの仕組みをつくるということでございますが、これはあんしんケアセンターさんとか、社会福祉協議会で成年後見制度のさまざまな利用に力を入れていただいているほか、特に高齢者虐待の早期発見とか再発防止ということに対しましては、民生委員さんとか自治会、いろんな関係機関の方からなります「高齢者の虐待防止連絡会」を18年度に発足させておりまして、その発生防止に取り組んでおります。

7番目の安心して暮らせるまちづくりでございますが、これは青色のパトロールランプをつけましたパトロール車6台によりまして、まちの巡回を行っています。また、昨年9月には災害に対してなかなか機敏な避難ができない災害時要支援者の方々のリストをつくりまして、これを消防局のコンピューターに入力いたしまして、その方々の付近で火災が発生した場合にいち早く消防職員が駆けつけて二次災害を防ぐというようなシステムも稼働をしております。

8番目の地域のネットワークをつくるということでございますが、これは各区にボランティアセンターを整備しておりまして、22年の4月には全区に整備をする予定でございます。

次に9番目でございますが、担い手となる人材を育てるということでございますが、これは例えばヘルスサポーターと申しまして、日常生活習慣を見直し、生活習慣病のリスクを防ぐための食生活の指導とか、健康づくりを支援する、そういう方々を毎年700人養成するような事業に取り組んでいるほか、認知症の方の対応を地域に知らせるとか地域で認知症を持った方が安心して暮らせるように正しく理解を深めていくとか、そういう仕事をされます認知症サポーターの養成にも取り組んでいるところでございます。

10番目の福祉の心をはぐくむというところでは、5月の児童福祉週間とか12月の障害者週間、こういう特定週間を設けまして啓発活動について取り組んでおります。また、先ほども話題に上りましたこの4月からスタートします市の高齢者福祉推進計画ですが、今回から新たに「尊厳ある暮らしの支援」という章を設けまして、認知症高齢者の方々や高齢者虐待防止、こういう対策にも積極的に取り組んでいくということをしております。

11番目の地域福祉の基盤をつくるでございます。ここでは市民の一人ひとりが保健福祉のニーズに、相談からサービスまで総合的に一体的に行われますよう、先ほど来申し上げます保健福祉センターの整備を進めておりまして、22年4月に

は残りの花見川区と稲毛区にもオープンできるよう進めております。

最後に、12番目の住民参加の仕組みをつくるでは、社会福祉協議会を中心に、地区部会活動の取り組みを推進しておりまして、現在では63地区部会が活動されております。

以上、主に取り組んでいるものだけを御説明したものでございますけれども、この中にはなかなかまだ手がつかないものがございまして、なるべくこの5年間に、残された22年までに全体の107の事業をできるだけ終了できるように取り組んでいるところでございます。

取り組み状況については以上でございます。

○松菌委員長 御説明ありがとうございました。

では、ただいまの事務局説明に対しまして、御意見、御質問などをお願いいたします。

○長岡委員 今日は何のために集まっているのかというのが、何かいまいちなどころがあるという感じがする。いろいろ資料の説明を受けて、活動をしている事業者のいろいろな活動内容を聞いて、何かそれで時間になったという感じです。今日はそれを聞いて帰ればいいのかなどという、何かみんながもうちょっと意見を出し合う工夫をしていただきたいなというふうに思います。

○事務局(大西保健福祉局次長) おっしゃられた点についてですが、この協議会をどうやって進めていくかということに関しては、前回と今回にかけて、まずこの協議会で御審議いただく全体について状況がどうなっているかなどといった基本的な情報や認識を共有しておきたいということです。来年度に入ってから、一つは今、大まかに説明した計画の進捗状況について、これをもう少し詳細に107事業ごとの進捗状況、20年度までの実施状況を報告させていただきまして、それについてこの協議会で、ここは何でやってないのかなどというような御審議をいただきたいということです。

もう一つは、来年度の中ごろぐらいになると、各区計画の進捗状況について各区の推進協議会の方でこの場に報告をいただくような準備をしていただきまして、それをここで御審議いただきたいと思っております。それによって市の計画と各区の計画の現状とその評価が来年の中ごろに出そろうかなと、そんな感じで進めたいなというのが今の我々の考えているシナリオでございます。

○長岡委員 ということは、何回かまでは、市、区の計画の推進状況なり計画を報告をして、それが終わったら皆さんの、ここにお集まりの委員のそれについての

意見を聞くという段階に入るとのことなんですか。

○事務局(大西保健福祉局次長)　もちろん、いつでも、今日も一部の委員の方にはあらかじめお願いをしまして、御発言いただいているんですけども、いつの回でなければ発言してはいけないとか、そういう制限は全くありません。ただ、スケジュールとしては今申し上げたような流れに沿って、その都度、その場で気がついたことをもちろん遠慮なく言っていただくとともに、そういった我々として是非御意見をいただきたい部分ですね、次回でしたら市の計画の推進状況に対する御意見をいただきたいなと思っておりますし、その以降でしたら、各区計画の推進状況について御意見をいただきたいなというふうに思っています。申しわけありませんが、今回はそのようなことで説明部分が多すぎたため、もの足りないとの御意見をいただいたのだと思います。

○長岡委員　その辺をはっきりさせておいていただいて、せっかく集まって、ただ一方的に聞くだけではなくて、一定の議論ができるような場をつくっていただければと私は思うんです。

○松菌委員長　議題の3で今後の全体の流れについて事務局の方から説明がありますので、ここにお集まりの委員の方々は、それぞれ御自分の現場や御経験をお持ちの方にお集まりいただいております。ただ、この委員会の最終的な目標は、市全体の計画を見直して、新しい計画を立てることですので、全体も理解していただきまして、それぞれの皆さんの知恵を生かして、御経験を生かして計画がより将来を見据えたものになる形に御協力をいただければと思っておりますので、ちょっと進行上、少し御説明が不足であったことはおわびいたしますが、今後も御協力をよろしくお願ひいたしたいと思っております。

ほかに御質問はございますか。

○日暮委員　今もちょっとお話がございましたけれども、今、千葉市地域福祉計画の概要ということで、社会福祉協議会の地区部会の活性化と、もう一つは機能強化というようなことがちょっと出ておりましたが、我々の部会といたしましては、非常にこの問題は皆さん強く感じておりますが、なかなか、じゃ、どうしたら活性化ができるのか、機能強化ができるんだということを非常に悩んでおるのが現状でございます。そういう意味で、この内容をもうちょっと詳しく説明をしていただければと思います。

○事務局(土屋参事)　機能強化ということでございますが、ハード的な部分は区

事務所のボランティアセンターの設置とか、そういうことは徐々に進めておるんですが、あとは各福祉サービスとか各種の相談事業とか、そういうソフト事業の部分をどうやって充実していくかと。いわゆる実施体制をどう表現していくかというような部分でございます。

また、社協の強化というものは、また、住民の皆さんにも地域福祉というものについての御理解とかそういうものも不可欠でございますので、そういう広報活動とかそういうものにも積極的に取り組んでいきたいと、考えている次第でございます。

その他もきっといろいろあるかと思いますが、計画ではそういうことをうたっております。

○日暮委員　　ちょっとなかなかわかったようなわかりませんが。ぼつとした話として、わからないわけではないんです。なかなかいろいろ事務局の問題、それから、いわゆる事務局ですね、だれが担当、要するに何をするかはもちろん、地区部会全体が担当するわけですが、だれか中心になる人がいないと、なかなか進まないという問題が実はあると。私はかねがねちょっと・・・福祉推進員という制度がありまして、市から辞令ももらっておる方がおるんですが、この推進員の研修等もいろいろやっておるようでございますが、もうちょっと部会の中核になるような養成を年に何回の研修ということではなくて、もう少し組織だった研修をしていただきまして、その辺の充実と強化を図って行って、まず事務局を強化するということが私は部会側の一番の手っ取り早い方法だろうと考えておるが、その辺もひとついろいろ市の方でもお考えを願って、福祉推進員の強化ということをお願ひしたいとかように考えております。

以上です。お願いします。

(5) 議題3 その他

○松藺委員長　　ありがとうございます。

それでは、議題3で「その他」に移らせていただきます。

今後の議論がより充実したものになるようにしたいと思っておりますので、それでは、説明を事務局よりお願いいたします。

○事務局(長谷川主幹)　　保健福祉総務課の長谷川でございます。

私からは、2点ほど御説明を申し上げる予定であったんですけども、スケジュールにつきましては、先ほど次長の方からありましたので、1点だけお願いを申し上げます。

議事録をインターネットで公開するというのですが、これは千葉市付属機関等の会議の公開に関する要綱において、議事録または要旨を千葉市ホームページに掲載するものとするので、議事録をインターネット等で公開させていただきますので、御了承のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○松菌委員長 ありがとうございます。

すいません、事務局の方にもう一度確認させていただきたいんですが、今の大西次長の方から一応会期の説明はあったんですが、先ほど、委員の方から質問がありましたように、委員としていつの段階でどういうふうに進んでいくのかということについて、ちょっと概略を御説明をいただけますでしょうか。

○事務局(長谷川主幹) はい、失礼しました。

お手元の資料3にございますとおり、市地域福祉計画推進協議会の今後のスケジュール案ということで準備させていただきました。21年度、来年度ですけれども、一応6月に第3回目の会議、8月と10月に4回、5回を予定しております。4回、5回につきましては、各区の計画の推進状況ということで予定しております。また、年度がかわりまして、平成22年の1月に第6回会議、22年3月に第7回と、以上の5回を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

○事務局(土屋参事) ちょっと補足いたします。

したがって、先ほど来も申し上げておりますとおり、来年の6月の会議では、先ほど私が申し上げました市計画の推進状況の詳細について、再度また御説明をさせていただきますので、その辺からはいろいろ進捗のデコボコとか、いろんなものについての皆さんからの御意見とか御質問とかどんどん賜りたいと思っています。今後どうするのかとか、いろんな角度からの御意見をいただきたいと思っています。ですから、簡単に言えば、次回から御意見をいただきたいと思っています。

○松菌委員長 資料はあらかじめ各委員の方に配布されますので、なるべく皆さんからの御意見をちょうだいする時間を長くとれるような形で議事進行を進めたいと思いますので、申しわけありませんが、よろしくお願いいたします。

ということで、ほかに御質問は。どうぞ。

○飯野委員 先ほどですね、長岡委員が言われたように、例えば皆さんここでのいろんな委員が困っているようなこととか、問題点を言っても言いつぱなしになっちゃうんですね。そういうことはせっかく皆さんがいるんですから、なるだけ数多

くの委員さんから、それに対する意見もお聞きになって、結論は出ないにしても、どのように進めるかとか、どのようなことが一番ベターなのかということをお聞きでもう少し話をされたらいいと思うんですね。そういう場をこの推進協議会で持たたいかがでしょうか。時間はかかると思いますけどね。

それから、「区地域福祉計画推進協議会」の在り方ですが、市の協議会もそうですけれども、区の協議会も自分たちで意見をいろいろ言っても言いっぱなし。困ったこと、意見が煮詰まったり、こうしたいという要望はどこへ持っていくのか、そういう場所がないんですよ。だからその点を区の推進協議会はどうするのか、区の推進協議会の意見を先ほどこの市の協議会に持ってくると言いましたけれども、区の推進協議会でも自分たちのテーマを次のときに変更していくとか、その辺をお願いしたいと思います。

○松菌委員長 はい、わかりました。来年度の協議会では、前半部分で、推進状況について御報告をいただいたり問題を指摘いただいて、逆に問題を指摘すると同時に、次の計画のときにはこのような変更が必要ではないかというように、なるべく問題点を提示していただく形にしたいと思います。そして、後半の策定方針を検討する段階になったときに、今度は今の計画はこうだけでも次の計画ではこのように変えるべきではないかと話が進んでいくと、次の計画の変更と言いますか計画が変わっていくと思いますので、特に3回、4回、5回の各区計画を扱うときに、問題点を指摘すると同時に、今後の御提案やそれぞれの御意見をいただくときにも、これが、今問題だということと、それがこう変えるべきという案がございましたら、是非それを出していただく形にしたいと思います。また、第6回会議以降、今度は次の計画を変えるところの段階のときには、案として出していただくようにしていただくと、より議論は進むのではないかと思いますので、その辺を考えた上で、各それぞれの御専門、現場の方からの御意見を頂戴できますれば、より良い計画になるのではないかと思いますので、よろしく申し上げます。

どうも貴重な御意見をありがとうございました。

(6) 閉会

○松菌委員長 以上で、予定の議事はすべて終了したと思います。

皆さんの貴重な御意見等、今後に生かせるように進めていきたいと思っております。誠にありがとうございました。

以上をもちまして、第2回千葉市地域福祉計画推進協議会を閉会といたします。

以上